

東広島市教育委員会定例会（平成29年3月）議事録

- 1 日 時 平成29年3月16日（木）午後3時5分～午後4時35分
- 2 出席者
  - (1)教育長 津森教育長
  - (2)委員 渡部教育長職務代理者、坂越委員、織田委員、長嶋委員  
欠席：京極委員
  - (3)事務局 **【学校教育部】**  
大垣学校教育部長、大島学校教育部次長兼教育総務課長、向井学事課長、祭田指導課長、池田青少年育成課長、藤岡学校教育部次長兼東広島学校給食センター所長、森岡西条学校給食センター所長、富樫八本松学校給食センター所長、高橋福富学校給食センター所長、森住豊栄学校給食センター所長、青木河内学校給食センター所長、柴田安芸津学校給食センター所長、武上教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長  
**【生涯学習部】**  
天神山生涯学習部長、梶永生涯学習部次長兼生涯学習課長、福原スポーツ振興課長、石井文化課課長補佐兼文化財係長
  - (4)書記 青山主査
- 3 場 所 東広島市役所北館 会議室201
- 4 議 題
  - (1) 報告事項  
報告第10号 平成29年第1回東広島市議会定例会について  
報告第11号 平成29年度予算特別委員会について  
報告第12号 東広島市立図書館の休館日変更について  
報告第13号 登録有形文化財（建造物）の新登録について
  - (2) 議案  
議案第3号 東広島市教育委員会公印規則の一部改正について【原案可決】  
議案第4号 東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部改正について【原案可決】  
議案第5号 東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について【原案可決】  
議案第6号 東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則の制定について【原案可決】  
議案第7号 東広島市スポーツ推進計画の策定について【原案可決】  
議案第8号 県費負担教職員（管理職）の人事異動の内申について【非公開審議】  
【原案可決】  
議案第9号 東広島市教育委員会組織規則の一部改正について【原案可決】  
議案第10号 東広島市教育委員会文書事務取扱規程の一部改正について【原案可決】  
議案第11号 東広島市立学校産業医及び保健管理医に関する規則の制定について【原案可決】
  - (3) その他

- 1 第11回中国地区市町村教育委員会連合会研修大会について
- 2 平成28年度末辞・退職者辞令交付式及び平成29年度県費負担教職員辞令交付式について
- 3 次回教育委員会定例会の日程について

#### 開会 午後3時5分

- 津森教育長：それでは、定足数に達していますので、平成29年3月の教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、坂越委員と織田委員でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議の進行ですが、議案第8号は、東広島市教育委員会会議規則第18条第1項第4号に当たるため、非公開として審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(出席委員全員賛成)

それでは、議案第8号につきましては、非公開とすることに決定します。

また、議案第8号は、関係職員のみが説明員となりますため、全ての報告事項、議案、その他報告に続いて最後に提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の傍聴希望はございますか。

- 大畠学校教育部長兼教育総務課長：ございません。
- 津森教育長：はい、わかりました。

それでは、報告事項からでございます。

#### 報告第10号 平成29年第1回東広島市議会定例会について

- 津森教育長：報告第10号、平成29年第1回東広島市議会定例会についての報告をお願いします。

- 天神山生涯学習部長：それでは、報告第10号平成29年第1回東広島市定例会につきまして、ご報告を申し上げます。

資料は1ページをお願いいたします。

市議会定例会につきましては、2月13日から始まりまして、昨日15日を持ちまして閉会したところでございます。このうち、2月27日から3月1日までの3日間、代表質問及び一般質問が行われました。教育委員会関係分の質問項目につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

次に、3の議案等につきましては、前回までの教育委員会議会で説明をさせていただいておりますが、市議会への報告事項と市議会の議決を得たものでございます。

それでは、2ページをお願いいたします。

教育委員会関係の代表質問及び一般質問についてでございます。

一覧表にしておりますように、今回3つの会派、お一人の議員の方から質問をいただきました。それに対する答弁につきましては、添付しております答弁書のとおりでございますが、概要につきまして、生涯学習部、それから学校教育部の順に簡単に報告をさせていただきます。

資料の6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、創生会の加藤議員からは、芸術文化ホールの経済効果と美術館建設について3点の質問をいただきました。

1点目の芸術文化ホールの開館による街の賑わいの変化と経済効果についての質問でございますが、中心市街地全体の効果を測るという視点から、地元の商店街や商工会議所、事業者などさまざまな声をお聞きいたしますとともに、観光客や商業実態調査、通行量調査などの客観的なデータも合わせまして検証する必要があること、また、そうした検証結果から、酒蔵通りも含めた中心市街地全体の賑わい創出に向けた課題を地域の方々とも共有いたしまして、くらら、酒蔵通り、安芸国分寺歴史公園、そして将来的には新美術館などの主要なスポットとのつながりを持たせることで、くららを中心とした文化・交流ゾーンの滞在性、回遊性が高まるよう引き続き取り組んでいくとご答弁を申し上げます。

2点目の美術館の今後の運営費についての質問でございますが、昨年度策定いたしました美術館建設基本構想・基本計画で約1億円としているものの、運営費は、他の公立美術館の運営費について調査いたしまして、それを新美術館の想定延床面積でございます3,000㎡程度に換算したものでありまして、展覧会の規模や回数並びにそれを運営していく組織体制等について具体的に積み上げて試算をしたものではないことから、今後、運営組織や具体的な活動内容を検討していく中で、詳細に積み上げた数値をお示ししていきますということでご答弁を申し上げます。

3点目の美術館の運営方法についてのご質問でございますが、指定管理者制度では指定管理期間ごとに学芸員が交替するという可能性がありまして、学芸員の人材育成でございますとか、展覧会の長期的な企画に課題がございますことから、本市におきましては、学芸部門を市の直営とすることが望ましいと考えていること、それからその他学芸業務以外の施設の維持管理などにつきましては、民間の力を活かした運営も含め検討していく旨、答弁を申し上げます。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。

創志会の奥谷議員からは、中心市街地の機能強化及び周辺の地域活性化といたしまして、日本遺産認定の推進に関する質問がございました。

これに対しまして、日本遺産の認定を申請するためには歴史文化基本構想の策定が要件の一つとなっております。幅広い分野の専門家や住民を代表する方など12名程度で構成する東広島市歴史文化基本構想策定委員会を設置いたしまして、来年1月末までに策定する予定であること、また、日本遺産に認定された場合、国内外への情報発信を通じまして、訪日外国人を含みます観光客の増加を促進することにより、市民意識の醸成や地域の活性化が図られると考えていることから、認定を受けられるように取り組んでいくと答弁を申し上げます。

次に、15、16ページをお願いいたします。

同じく創志会の奥谷議員から、地域資源を活かした交流・集客の推進といたしまして、東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿候補地としての誘致活動に関するご質問がございました。

これに対しまして、広島県におきましては、県内の誘致を希望する市町の施設を取りまとめて、事前合宿地としての最終合意に向けてメキシコ合衆国と交渉を続けていく予定であること、本市といたしましては、全国知事会のサイトへ掲載をいたしております競技を中心にいたしまして、合宿の受入れについて決定していきたいと考えていること、具体的な誘致に向けたシティセールスも含めまして取り組んでいくとご答弁を申し上げます。

生涯学習部関係分は以上でございます。

○ 大垣学校教育部長：続いて、学校教育部でございます。

ページを戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。

創生会の加藤議員からは、学校教育の指導力向上と部活動について、2点の質問をいただいております。

1点目の教員の仕事の合理化についての質問に対しましては、現在、子どもと向き合う時間を確保するための業務改善への取組を進めているところであり、この取組の成果と課題を踏まえ、モデル校の取組を今後も継続するとともに、他校との共有に努め、引き続きさらなる業務改善を推進していく旨の答弁を行っております。

次に、3ページから5ページにかけてでございますが、2点目の中学校部活動の外部指導者導入と中学生の部活動についての質問に対しまして、平成29年度末に公表予定の国の運動部活動に関する総合的なガイドラインの内容も勘案し、外部指導者導入による教員の負担軽減を図るための対応策や適切な休養日の設定など、生徒がバランスのとれた生活を送る中で、最大限の力を伸ばすことができる部活動の実施について、しっかり検討してまいりたいとの答弁を行っております。

次に、8ページをお願いいたします。

威信会の重光議員からは、新年度事業と予算についてのうち、子育てするなら東広島！の実現について、2点の質問がございました。

8ページから9ページでございますが、はじめに、1点目の新規及び拡充事業の内容と起業背景については、学校教育部関係は、小学校司書の配置についてと、もう一点、小中学校への教育支援者の配置についての質問をいただいております。

まず、小学校司書の配置についてでございますが、新たに小学校において6名の学校司書の配置を盛り込んだ予算を計上し、中学校の学校司書の訪問指導と併せて、全ての小学校の学校図書館づくりの一層の推進を図ってまいりたいとの答弁を行っております。

次に、小中学校への教育支援者の配置についてでございますが、学校における教育支援員のニーズは高まっていることから、平成29年度では、教育支援員を小学校で2名、中学校で1名の増員を盛り込んだ予算を計上しているところでございますが、教育支援員の配置だけではなく、教員の特別支援教育に関する知識や指導力の向上を図ることも重視して、各学校の研修を充実するなど、特別な支援が必要な児童・生徒への適切な教育の充実を図ってまいりたいとの答弁を行っております。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。

2点目の新学習指導要領の影響と本市の取組についてでございますが、教育委員会といたしましては、県教育委員会と連携・協力し、今年度末に示されます新学習指導要領の趣

旨や内容、改訂のポイントなどについて全教職員に周知し、円滑な移行を進めるとともに、全面実施に向けて各学校が着実に準備を進めることができるよう、新学習指導要領の改訂のポイントとなる「主体的・対話的で深い学び」、外国語教育、そしてプログラミング教育など、新たな内容について必要な条件整備を行うなど、迅速に取り組んでいくとの答弁を行っております。

次に、14ページをお願いいたします。

創志会の奥谷議員からは、第四次東広島市総合計画後期基本計画についてのうち、新しい時代を担う子どもたちを育むまちといたしまして、小学校の統合に関する質問がございました。

小学校の統合につきましては、地域振興、まちづくり、教育環境といった点から様々な意見がございます。このまま方向性が定まらない状態が長く続きますと、賛成・反対をめぐる両者の溝が深まり、地域の一体感が損なわれるといった懸念もあることから、今後は保護者や地域の方々と膝を突き合わせた話し合いの場を数多く重ね、早期の統合計画の実現に向けてしっかり取り組んでいくとの答弁を行っております。

次に、17ページをお願いいたします。

谷議員からは、平成29年度予算案についてのうち、就学援助の改善について質問をいただきました。

国は、国庫補助の対象である要保護者への補助金について、平成29年度予算案において、新入学児童生徒学用品費等を約2倍に引き上げることが示されており、市費で補助する準要保護者についても生活保護法による要保護者との整合性を図る必要性があることから、要保護者に準じた取扱いを行っていきたいと考えており、国会での予算審議の動向を待って、本市の制度改正も行っていく予定である旨の答弁を行っております。

以上で報告第10号平成29年第1回東広島市議会定例会についての説明を終わります。

- 津森教育長：内容が関連するものもございますので、続いて報告第11号の報告も行った後、一緒にご意見、ご質問についてお伺いします。

#### 報告第11号 平成29年度予算特別委員会について

- 津森教育長：報告第11号、平成29年度予算特別委員会についての説明もお願いします。
- 大垣学校教育部長：それでは、報告第11号平成29年度予算特別委員会につきまして、ご報告申し上げます。

18ページでございます。

また、総括質疑につきましては、一昨日にあったことから、本日配付させていただいております1枚物がございます。

報告第11号平成29年度予算特別委員会の審査につきましては、平成29年2月13日から3月14日までの日程で行われ、教育委員会関係分の審査につきましては2月17日と3月7日に行われております。また、総括質疑、採決につきましては3月14日に行われ、先程ご報告いたしましたように、昨日15日の本会議で最終の議決を得たところでございます。

教育委員会関係の主な事務事業の予算概要につきましては、先月2月の定例会でご説明

させていただいたとおりでございますけれども、予算特別委員会での主な質問、答弁につきましては、本編の19ページから25ページまでと、本日お配りしております14日の総括質疑分に記載しておりますので、ご参照いただければと思っております。

報告第11号平成29年度予算特別委員会につきましては以上でございます。

- 津森教育長：併せて、何かご質問等があればお願いいたします。
- 織田委員：3ページの加藤議員の質問のところ、業務改善を図って、モデル校が成果を報告しておられますが、「時間が有効的に活用できるようになった」とか、「作業が効率よく行えるようになってきた」とか、「子どもと話す時間や職員同士で相談する時間が増えてきた」など、とてもいい成果が出ております。もし差し支えなければ、どういう視点でモデル校を選ばれたのか、また、どこがモデル校になっているのか具体的に教えていただきたいと思っております。
- 向井学事課長：業務改善のモデル校についてお答えします。

平成28年度業務改善のモデル校につきましては、西条中、向陽中、八本松中、黒瀬中となっております。小学校については、寺西小、高屋西小、三ツ城小となっております。基本的には規模の大きな学校で、中学校から先にスタートしている状況でございます。

- 織田委員：今話題になっておりますので、是非先生方の多忙ということでしっかり取り組んでいただければありがたいと思っております。
- 津森教育長：そのほかいかがでしょう。
- 渡部教育長職務代理者：これは意見ですけども、3ページの学校のスポーツ指導で、先生方が部活動の指導で時間がとれなくて、それでなくても忙しいのに大変だということが今問題になっています。それで、指導者を外部から導入しようという考えもありますが、基本的に長く練習すれば強くなるということは、ある意味で正しいのですけども、もうちょっと合理性といいますか、今まで3時間でやっていたものを1時間に縮めた場合にどういう練習方法があるとか、そういう練習の合理性などの論点が欠けているんですよ。ですから、外部指導者を導入したとしても、その問題は残るので、スポーツ医学とかスポーツ科学の視点から練習時間とか休養の調査研究を実施しているのですが、まさにそういうところが大事かなと思っております。

優秀な選手としてするとか、将来それを趣味としてするとか、いろんなレベルがありますが、いずれにしても、例えば体力テストなどしっかりとした検査ができる施設というのが私の知る限りではあまりありませんね。県立体育館の中にそういったテストをする中学生や高校生のクラブ活動の子どもたちが春や秋に何回か行ってテストをしてくる。メディカルチェックというものがあるのですが、ほかにはないですね。本市もそういったものはほとんどなくて、もちろんストップウォッチやメジャーで計れるようなものもあるし、それもそれですごく大事ですけども、例えば体組成といいますか、筋肉の量とか脂肪との問題だとか、いろんな動きの解析とか、それは昔に比べればはるかに安く簡単にできるようになっているのですが、そういう装置などもやっぱり備えていくようなことが大事なのではないかと思っております。広島市内に住んでいる子どもたちは県立体育館に近いのですが、ここから行くと結構大変なので、ここは大学もある、そういった専門の人たちもいら

っしゃいますので、こういう工夫で子どもたちに機会を与える中で、いわゆる合理的な練習とか、合理的な技の訓練といいますか、そういうものを指導者もそうですが、生徒もそういうことを考えられるような、そういう環境づくりというのは大事なんじゃないかと思えます。

- 津森教育長：よろしいですか、今の意見については。貴重なご意見をいただきましたですけども。また今後の授業の中で留意しておきたいと思えます。  
そのほかよろしいでしょうか。

#### 報告第12号 東広島市立図書館の休館日変更について

- 津森教育長：では、以上、この程度にして、報告第12号、東広島市立図書館の休館日変更について、説明をお願いします。
- 梶永生涯学習部次長兼生涯学習課長：それでは、26ページをご覧ください。

報告第12号、東広島市立図書館の休館日変更について、ご報告を申し上げます。

市立図書館は、本年度より、より一層のサービス向上を目指して、指定管理者制度を導入しているところでございます。平成28年4月からの新しいサービスの取組みについては、27ページに出しております。中央図書館をはじめとする3館での開館時間の延長、ピオトープとパック式自動販売機設置による憩いの場の設置、新規資料の電子化、学校図書館支援センターによる環境の整備、支援のほう、1から8までに掲げておりますように、様々な新しい取組みが決められております。

来年度からは、これに加え、指定管理者からの申出により、⑨に書かれております祝日と月曜日が重なった場合の振替休館のサンスクエア図書館を含む地域館は、開館することといたしました。これにより地域館の開館日数は、6館でそれぞれ5日間出ることとなります。

また、休館日を館によってずらしてほしいという要望にも応えることになり、利便性の向上が期待されるところでございます。

市立図書館の休館日変更につきましては、以上でございます。

- 津森教育長：今の報告について、ご意見、ご質問があればお伺いいたします。  
よろしいですか。

#### 報告第13号 登録有形文化財（建造物）の新登録について

- 津森教育長：それでは、次の報告第13号、登録有形文化財（建造物）の新登録について、説明をお願いいたします。
- 石井文化課課長補佐兼文化財係長：文化課から、登録有形文化財新登録についてのご報告を申し上げます。

文化課では、近代化遺産の一つとして、西条酒蔵地区の歴史的建造物群を対象といたしまして、建物の研究などの調査等を進めておりまして、昨年3月に、賀茂泉、亀齢、西条鶴、山陽鶴、福美人の5社42件につきまして登録をいただいたところでございますが、それに引き続きまして、先週3月10日の国の文化審議会におきまして、賀茂鶴と白牡丹、2

社29件の物件につきまして新たに登録有形文化財として登録されることが適当であるとの答申をいただいたところでございます。

資料としては26ページからございますけれども、これによりまして東広島市に所在します登録有形文化財建造物群は、東広島市内に80件となります。西条酒蔵地区だけに限りますと、前回の42件と今回の29件を合わせまして71件が登録有形文化財に登録されることとなります。

今回の登録によりまして、これらの建造物群が文化財としての保存が図られますとともに、酒蔵地区における景観保全並びに観光資源としての活用できるようになったものと考えております。

また、今後も中心市街地活性化、景観の保全などという観点からも、常に協力をいただいております産業部、都市部と連携を深めまして、さらにその活用等を推進していきたいと思っております。

以上でございます。

- 津森教育長：ただいまの報告についてご意見、ご質問があればお願いいたします。

これで西条の町なかは、全社になったということですね。

- 石井文化課課長補佐兼文化財係長：はい、登録有形文化財として登録されました。
- 津森教育長：よろしいでしょうか。

それでは、議案の審議に移りたいと思います。

### 議案第3号 東広島市教育委員会公印規則の一部改正について

- 津森教育長：議案第3号、東広島市教育委員会公印規則の一部改正についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

- 大畠学校教育部次長兼教育総務課長：それでは、議案第3号、東広島市教育委員会公印規則の一部改正につきましてご説明を申し上げます。

議案資料の1ページをお願いいたします。

まず、1の提案理由でございます。

本案は、本年4月に導入する予定の文書管理システムにおきまして、公印の押印承認を行うための規定を追加するほか、新たに専用公印として賞状等に限定して使用する教育長印を設けるとともに、現在の公印の使用実態を踏まえまして、一般公印としての学校印及び幼稚園印を廃止し、また専用公印として卒業証書に限定しております学校印と幼稚園印の使用範囲を拡大するなど、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

具体の改正内容につきましては、7ページをお願いいたします。

7ページ、新旧対照表でございます。表の左側の欄が改正後の新、右側の欄が改正前の旧で、改正箇所にはそれぞれ下線を施しております。

主な改正の内容でございますが、まず第6条第3項でございます。公印の使用に関して文書管理システムの導入に伴い、公印を押印する際の承認について、電磁的記録で処理する際の規定を新たに設けております。



8ページをお願いいたします。

第9条でございます。第9条は公印の刷込みに関する規定でございますが、公印を刷り込むことができる場合の例外規定として、現状の実務に合わせまして、第1号に市立学校に係る卒業証書又は市立幼稚園に係る修了証書を作成する場合を追加して規定をしております。

同じページの中ほど、別表として公印の名称、ひな形、用途等を規定しております。

9ページをお願いいたします。

改正前の公印番号4番から10ページの15番までの各学校及び幼稚園の一般公印は、現在使用の実態がないことから廃止することとし、規定を削除しております。

13ページをお願いいたします。

13ページ、ページ中ほどの2の専用公印でございます。公印番号1番の教育委員会印でございますが、改正前の規定では用途が表彰状のみでございましたが、実際には賞状や感謝状などを発する際にも使用されていることから、その旨の規定に改めております。

また、改正後の公印番号2番の教育長印でございますが、実務では教育長賞などの賞状や教育長名で発する表彰状、感謝状などもございますため、新たに専用公印として教育長印を設けるものでございます。

14ページをお願いいたします。

改正前の公印番号3番から16ページの17番までの公印に係る用途でございますが、改正前は卒業証書または修了証書のみでございましたが、実際の使用の実態を踏まえまして、賞状や表彰状、感謝状についても追加して規定させていただいております。

その他の改正につきましては、文言、用語の整理でございます。

改正規則の施行期日は、本年4月1日としております。

説明は以上でございます。

○ 津森教育長：ありがとうございました。

公印規則の改正ということですが、これについていかがでしょうか。

特にないようでしたら、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

○ 坂越委員：左が改正後ですが、添書で旧字が使っていますが、これは生かしたいということですね。

○ 大島学校教育部次長兼教育総務課長：はい。篆書をそのまま生かしております。

○ 坂越委員：4×4、16で文字がうまいこと配列できると思うんだけど、中には一番上が広島県で、東広島市から2行目が始まっているものと、東が1行目から始まっているものと、この辺はよいのですか。

○ 大島学校教育部次長兼教育総務課長：既にこの状態で公印を作成していますので、新たに設置する際にはそのあたりも配慮しながら、字の配列については検討してまいりたいと思います。

○ 津森教育長：よろしいですか。

では、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

では、提案のとおり決定いたします。

#### 議案第4号 東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部改正について

- 津森教育長：続いて、議案第4号東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部改正についてを議題とします。

説明をお願いいたします。

- 大島学校教育部長兼教育総務課長：それでは、議案第4号、東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部改正につきまして、ご説明を申し上げます。

議案資料の17ページをお願いいたします。

1の提案理由でございます。

本案は、職務の内容に応じた職の整理に伴う職の追加及び職の統合を行おうとするものでございます。

具体的改正内容につきましては、20ページをお願いいたします。

新旧対照表で別表の改正になります。

職名の欄でございますが、まず東広島市学校教育支援員と、新たに設置しようとする東広島市教科等指導支援員についてでございます。

現状の実務に合わせまして、東広島市学校教育支援員を学校教育支援員と教科等指導支援員に分離し、職務の内容をそれぞれ分けて整理をいたしております。学校教育支援員の職務内容に児童生徒の学習、学校生活上の支援を追加いたしまして、また教科等指導支援員の職務内容として、教諭が行います学習指導の補助や生徒指導の補助などを規定しております。

次に、東広島市文化財作業員でございます。

右側の改正前の旧欄でございますように、これまで文化財、埋蔵文化財の管理、整理、調査を担う職といたしまして、文化財管理作業員、文化財整理作業員、埋蔵文化財調査作業員、そして埋蔵文化財整理作業員の4つの職に分けておりましたが、それぞれ同種同様の職でありますことから、文化財作業員として統合するものでございます。

この改正規則の施行期日は、本年4月1日といたしております。

説明は以上でございます。

- 津森教育長：このことについてご質問、ご意見があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

なければ、原案のとおり可決することとして決定をいたします。

#### 議案第5号 東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について

- 津森教育長：続いて、議案第5号、東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

- 向井学事課長：議案第5号、東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について提案いたします。

21ページをご覧ください。

まず、提案理由でございます。

東広島市学校設置条例の一部改正により、現在建設中の学校名が東広島市立龍王小学校に決定したことを受けまして、同小学校の通学区域を定めるとともに、現行の寺西小学校区の区域の変更、地域の実情に考慮した通学区域の見直しと関係小中学校通学区域の変更、その他所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

改正の具体については、25ページから28ページの新旧対照表をご覧ください。

主に28ページに出ておりますが、第2条、龍王小学校及び周辺の小中学校の通学区域でございますが、これにつきましては8月の定例会で報告しましたとおり、通学区域審議会から答申をいただいております内容を住居表示等の言葉で示しております。

また、26ページをご覧ください。

主に第1条関係、例えば郷田小学校の田口研究団地、吉川小学校の吉川工業団地、西志和小学校、東志和小学校の志和流通団地など、住居表示の変更による言葉の追記や変更等も修正を行っているところでございます。

施行期日につきましては、平成30年4月1日、ただし第1条については公布の日からとしております。よろしく申し上げます。

- 津森教育長：前にも説明がありましたが、今の龍王小学校開校に伴い、国道486号線で分けるということでございますね。

よろしいですか。

なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいですか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

#### 議案第6号 東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則の制定について

- 津森教育長：続いて、議案第6号、東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則の制定についてを議題といたします。

議案の説明をお願いします。

- 石井文化課課長補佐兼文化財係長：では、議案第6号、東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則の制定についてご説明申し上げます。

資料29ページでございます。

提案理由といたしまして、東広島市における文化財保護及び活用の規範となる歴史文化基本構想を策定する委員会を設置するため、この議案を提出するものでございます。

制定案でございまして、30ページ、31ページをお願いします。

歴史文化基本構想というものにつきまして、概略を説明させていただきます。

歴史文化基本構想と申しますのは、地域に存在する文化財を指定、未指定にかかわらず幅広く捉えて的確に把握し、文化財をその周辺地域を含めて総合的に保存、活用するための構想でありまして、地方自治体が文化財保護を行うための基本的な構想となるものでございます。そのマスタープランとも言うべき基本構想を作るための策定委員会をこのように設置させていただくことにしております。

委員会は、委員12人以内をもって設置するということにしておりまして、学識経験者を

有する者、文化活動を行う団体に属する者、教育委員会が必要と認める者という形で組織を形成しようと思っております。具体的には、歴史学、文化財学、民俗学、建築学、都市環境学、都市計画学、観光学、さらには教育学の専門家の方々、それからボランティアガイドの方ですとか、観光協会、そのような文化活動を行ういわゆる団体の方々などを委員としてお願いしようと考えております。

任期でございますけれども、平成31年3月31日までの2年間としております。

この規則の施行でございますが、平成29年4月1日からの施行としております。

以上でございます。

- 津森教育長：ありがとうございました。

このことについてご質問、ご意見があればお願いいたします。

スタートはいつごろを考えていますか。

- 石井文化課課長補佐兼文化財係長：今、人選を進めておりまして、内諾をいただいているところでございますけれども、委員会の初回は4月の末若しくは5月半ばと考えております。

- 津森教育長：なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

#### 議案第7号 東広島市スポーツ推進計画の策定について

- 津森教育長：続いて、議案第7号東広島市スポーツ推進計画の策定についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

- 福原スポーツ振興課長：それでは、議案第7号、東広島市スポーツ推進計画の策定につきましてご説明させていただきますが、資料は、本日お配りさせていただいております。

議案第7号という表紙がございます。その下に冊子をつけさせていただいております。その資料をご覧いただければと思います。

まず、最初の提案理由でございますけれども、このスポーツ推進計画につきましては、平成19年度に策定されました現在の東広島市スポーツ振興計画の期間が今年度平成28年度をもって終了することから、これまでの諸施策の取組みの見直し、または次年度以降の本市スポーツ施策の一層の充実を図ることを目的に、スポーツ推進計画の策定について提案するものでございます。

このスポーツ推進計画案につきましては、平成28年11月に本市スポーツ推進審議会に諮問いたしまして、今後のスポーツ振興施策について慎重に協議検討を重ねていただきまして、昨日3月15日に当審議会より計画案の建議をいただいたところでございます。この審議会の建議により、計画の策定について提案させていただくものでございます。

具体的な策定案につきましては、配付させていただいております別冊のスポーツ推進計画（案）をご覧いただきたいと思います。

まず、冊子を2枚めくっていただいて、目次がございますけれども、この計画の構成は第1章から第5章までの構成としておりまして、第1章では策定の趣旨など、第2章で

は、東広島市のスポーツを取り巻く現状として昨年秋に実施いたしました市民アンケートの結果など概要を、そして第3章では、計画の理念として基本理念、基本的な方向性などを、第4章では、施策の方向として具体的な施策の方法、そして第5章では、推進体制の整備として計画を実施する体制などを取りまとめているものでございます。

次に、1ページのほうをご覧いただきたいと思います。

第1章、計画の総論でございます。

計画の策定の趣旨では、先程も申しましたが、前計画に引き続きまして、将来の本市スポーツ振興施策の一層の充実を図ることを目的として策定するものでございまして、3の計画の期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間の計画としておりまして、必要に応じて見直しをすることとしております。

2ページのほうをお願いいたします。

4の関連計画等の整合では、当計画の位置づけを掲げておりまして、第4次東広島市総合計画を筆頭に、東広島市教育大綱や東広島市教育振興基本計画と連動するとともに、スポーツ施策の振興に当たりまして、健康増進や障害スポーツなどの実施内容が多岐にわたることから、関連計画等との連携、整合をとりつつ、体系的に推進することの整備をさせていただいております。

次に、3ページでございますけれども、計画の策定体制、手法をこちらのほうで整理をさせていただいておりますが、主には市民アンケートの実施、そして先ほど申しましたが、東広島市スポーツ推進審議会による審議をいただきまして、2月1日から2月22日までパブリックコメントを実施いたしましたところでございますが、このパブリックコメントに対してのご意見といったところはなかったところでございます。

次に、資料は4ページになります。

第2章の東広島市のスポーツを取り巻く現状として、計画を策定するに当たっての現状分析データとして、4ページから7ページにわたりまして、本市の人口の現状として、人口統計や今後の推計等を記載しております。

また、8ページから10ページでは、本市のスポーツを取り巻く環境として、市内のスポーツ関係団体や施設等の配置状況、現在実施している行事等の状況を、そして11ページから17ページは、本計画の策定に当たり実施いたしました市民アンケートから、スポーツへの関心、スポーツ行事、教室に関することなどなど、市民のスポーツにかかわる代表的な設問と回答状況の抜粋を記載しているところでございます。

次に、少し飛びまして、18ページから19ページでは、市内のスポーツ関係団体を対象に実施いたしましたヒアリング調査等の結果について記載しております。

次の20ページでは、前回の計画において目標としておりました週1回以上の運動、スポーツの実施率に対しての進捗状況のほうを取りまとめさせていただいて、記載をさせていただいております。

次の21ページから23ページまでは、第3章の計画理念を取りまとめております。

本計画では、「スポーツで地域をつくるまち東広島」を基本理念として掲げるとともに、2の目指す将来像として、「1子どもから高齢者までいつでもスポーツを始め、楽し

めるまち」、「2 東広島市のどこで暮らしていてもスポーツに楽しめる機会を得られるまち」、「3 年齢や心身能力、障害の有無にかかわらず、誰でもスポーツを楽しめるまち」、「4 地域スポーツを推進し、みんなで誘いあってスポーツができる仕組みがあるまち」、この4項目を目指す将来像としてまとめまして、次の22ページの基本的な方向性として、先ほどの1から4までの骨格につきまして、より具体的な施策を計画していくこととしているものでございます。

少し飛びます。

24ページからは、第4章の施策の方向性といたしまして、基本理念、将来像を目指すための4つの方向性のそれぞれについて、現状、課題の分析を掲げまして、施策の展開をまとめております。

24ページから26ページは、「いつでもスポーツ」という方向性でございまして、スポーツ行事等の開催のほか、2つの推進施策を軸に施策を展開していくこととしております。

数値目標といたしましては、前回計画から継続して週1日以上スポーツや運動を行っている人の割合、そしてイベント参加人数を目標値として掲げております。

実施施策といたしましては、イベントの実施やライフスタイルに応じたスポーツの機会の創出、また地域での健康教室など、目的や場面に応じていつでもスポーツに参加することができるような仕組みづくりにかかわる施策の展開を行うこととしております。

次に、27ページから30ページまでの2の「どこでもスポーツ」といたしましては、次の28ページに4つの推進施策を考えておりますけれども、この施策を軸に展開してまいります。

数値目標といたしましては、各種施設の利用人数を目標値として掲げております。

実施施策としましては、施設の維持や利用の促進、指導者の育成やスポーツに関する効果的な情報発信の充実など、どこでもスポーツ、気軽に運動やスポーツを楽しめるような施設等の確保と充実を図るための施策の展開を行うこととしております。

次に、31ページから34ページ、3の「だれでもスポーツ」でございまして、32ページの上段のほうに5つの推進施策を軸に施策を展開してまいります。

数値目標といたしましては、市内小中学生の全国体力・運動能力、運動習慣等の調査体力合計点の得点比較との目標値として掲げております。

実施施策といたしましては、幼児期からの運動、スポーツの推進のほか、高齢者の運動習慣づくりへの取り組み、障害のある人へのスポーツへの取り組みなど、幼児期から高齢期までのさまざまな年代における運動、スポーツ普及を図るための施策の展開を行うこととしております。

次の35ページから37ページは、4の「地域でスポーツ」でございまして、3つの推進施策を軸に施策を展開してまいります。

数値目標といたしましては、スポーツ少年団の指導者や団員数、総合型スポーツクラブの設置数などの目標値を掲げております。

実施施策といたしましては、地域団体等への支援やボランティアの育成、スポーツを通じた地域交流など、地域でスポーツを通じた交流や生きがい活動の推進を図るための施策

の展開を行うこととしております。

最後に、38ページは第5章でございまして、推進体制の整備として、庁内や関係団体等の連携を通じた本計画の推進体制を掲げております。PDCAサイクルを活用し、定期的に進捗状況を把握するとともに、関係団体等の連携、多角的な施策の展開を推進していくこととしております。

39ページ以降は、関係資料として、用語の説明、市民アンケート全ての結果のほか、スポーツ推進審議会の設置条例など資料編として取りまとめている内容となっております。

大変雑駁な説明でございますけれども、議案第7号のスポーツ推進計画の策定についての説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

- 津森教育長：分量があるので、要点での説明でした。ご意見、ご質問がありましたらお願いをいたします。

渡部委員さんにはこの推進審議会の委員として策定にもかかわっていただいておりますので、何かありますか。

- 渡部教育長職務代理者：非常に全体を網羅して、新しい10年間の計画をきちんと立てていただいております。いろいろと本市の行政的な枠組みといいますか、そこをある程度考慮した展開も必要かなと思いますが、この線に沿ってしっかりしたスポーツ活動ができればなど思っております。特に新しいスポーツツーリズムですね。これはこれからの本市のスポーツ活動の展開として、スポーツと旅行とか、観光とか、そういったものを結びつけたことですので、新しい産業の創出とかそういうところにも関係しますので、しっかりやっただければと思っております。

- 津森教育長：ありがとうございます。

そのほか特になければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、提案のとおり決定いたします。

#### 議案第9号 東広島市教育委員会組織規則の一部改正について

- 津森教育長：続きまして、本日お配りをしております次第その2をお願いいたします。

議案第9号、東広島市教育委員会組織規則の一部改正についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

- 大島学校教育部長兼教育総務課長：それでは、議案第9号、東広島市教育委員会組織規則の一部改正につきまして、ご説明を申し上げます。

その2の1ページをお願いいたします。

1の提案理由でございます。

本案は、平成29年8月からの東広島北部学校給食センターの開設に伴います準備事務を行いますため、平成29年度の教育委員会事務局の組織体制として、学校教育部学事課に北部学校給食センター準備係を新設しようとするものでございます。

具体の改正内容につきましては、4ページをお願いいたします。

新旧対照表の一番上、第5条でございます。事務局の内部組織におきまして、学校教育

部の学事課の係に北部学校給食センター準備係を追加して規定しております。

その下、第6条第2項でございます。北部学校給食センター準備係の分掌事務といたしまして、東広島北部学校給食センターの開所の準備に関することと学校給食センターの再編に係る調整に関することの2項目を規定しております。

この改正規則の施行期日は、本年4月1日でございます。

説明は、以上でございます。

- 津森教育長：このことにつきまして、ご意見、ご質問は特にないのではないかと思います。なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。では、提案のとおり決定いたします。

#### 議案第10号 東広島市教育委員会文書事務取扱規程の一部改正について

- 津森教育長：続きまして、議案第10号、東広島市教育委員会文書事務取扱規程の一部改正についてを議題といたします。

- 大島学校教育部次長兼教育総務課長：議案第10号、東広島市教育委員会文書事務取扱規程の一部改正につきましてご説明を申し上げます。

説明がちょっと長くなりますので、駆け足、早口で失礼いたします。

資料の5ページをお願いいたします。

1の提案理由でございますけれども、平成29年4月からの文書管理システムの導入に伴いまして、当該システムを用いた文書の取り扱いに関する規定を設けるほか、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

具体の改正内容につきましては、19ページをお願いいたします。少し飛びまして、19ページでございます。

新旧対照表でございまして、主な改正の内容について説明をさせていただきます。

まず、第2条でございますが、この条は用語の定義を規定しておりまして、ページ一番下、改正後の第10号で文書管理システムについて、また20ページに移っていただきまして、第11号で電子申請システムについて、そして、第12号で電子署名について、それぞれ用語の説明を規定しております。

次に、表の右側、改正前の第4条でございますけれども、第4条は、文書の整理及び保存の原則について規定したものでございますけれども、改正後の第39条で同様の規定を設けようとしておりますため、この条の規定は削除することとしております。

22ページをお願いいたします。

第13条でございます。改正前は文書の配付回数について規定しておりましたが、改正後は、配付の方法について規定をいたしまして、文書の配付は、原則、文書配付箱を通じて行うとともに、緊急を要する文書の取扱いについて、ただし書きで追加して規定しております。

23ページをお願いいたします。

第19条第2項でございます。表の下側になりますけれども、文書の供覧に関する規定でございますが、改正前は、收受した文書について、条例、規則となるものの取扱いについて



規定しておりましたが、実務での運用がないことから、文書管理システムを用いて電子文書を閲覧に供する場合の取り扱いに改めております。

その下、第20条第1項でございます。起案文書の作成に関する規定でございますが、これまでの紙媒体による作成から、原則、文書管理システムを用いた電磁的記録による作成に改めております。

なお、事務の執行に支障を及ぼすおそれや電磁的記録により作成することが適当でない場合の例外をただし書で規定しております。

24ページをお願いいたします。

ページ中ほどの上、第20条第2項でございます。先ほどの第1項の規定にかかわらず、文書管理システム以外の電子情報処理組織を用いて行う事務や機密に関する事務、定例的な報告、簡易な照会、回答などにおいては、これまでの指定様式や方法により作成することができる旨を規定しております。

26ページをお願いいたします。

第24条第1項でございます。文書の審査に関する規定として、主務部長又は主務課長の意思決定を必要とする文書を規定しておりますが、右側の欄、改正前の第3号から第6号までは審査の対象にはなじまない事案であるため、削除することとしております。

28ページをお願いいたします。

改正後の第32条でございます。公印の使用に関する規定でございますが、公印の押印に当たりましては、先程の東広島市教育委員会公印規則の規定に則って処理することや、公印使用の際に文書記号等を記載する場合の取扱いについて規定をいたしております。

ページ中ほどの改正後の第34条及び29ページの第35条でございます。文書の発送手続に関する規定でございますが、改正前の第32条から第34条までの規定は、東広島市文書事務取扱規程に規定されている内容でございますので、当該取扱規程に規定する手続の例によることとしております。

30ページをお願いいたします。ページ中ほどの第39条は、電子文書を除く文書の整理及び保管の原則について、またその下、第40条第2項は、ファイリング基準表の作成及びその確定について、それぞれ実務を踏まえまして新たに規定しております。

31ページをお願いいたします。

ページ一番下の第45条でございます。

32ページにわたりますけれども、書庫の設置、管理について、新たに規定しております。

32ページの第46条、第47条、第48条でございます。保存文書の貸出しや庁外持出しの制限について、実務を踏まえまして新たに規定をいたしております。

主な改正は以上でございますが、その他の改正につきましては、文書管理システムの導入に伴う文言、用語の整理、また、規程の改正に伴います条項番号の整理などがございます。

この改正規則の施行期日は、本年4月1日としております。

説明は以上でございます。

○ 津森教育長：新年度から電子決裁ということで大変なのです。この資料の作成も大変だった

ろうと思いますが、ご理解もなかなか難しいかと思いますが、いかがでしょうか。

- 坂越委員：教育委員会の議事録はどうなりますか。
- 大島学校教育部長兼教育総務課長：教育委員会の議事録につきましては、当面文書管理システムによる電磁的記録と、それから紙媒体、両方で運用してまいりたいと考えております。
- 坂越委員：ありがとうございます。
- 津森教育長：当分ちょっと大変ですね。  
ほかにご意見がなければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。  
ありがとうございました。  
それでは、提案のとおり決定いたします。

#### 議案第11号 東広島市立学校産業医及び保健管理医に関する規則の制定について

- 津森教育長：続いて、議案第11号、東広島市立学校産業医及び保健管理医に関する規則の制定についてを議題といたします。  
説明、向井課長、お願いします。
- 向井学事課長：議案第11号、東広島市立学校産業医及び保健管理医に関する規則の制定について、ご提案いたします。  
議案その2の35ページをご覧ください。  
本案につきましては、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に基づき選任する東広島市立学校産業医及び東広島市立学校保健管理医の配置、服務等について、必要な事項を定めようとするものとなっております。  
内容についてでございますが、36ページ、第3条において、労働安全衛生法第13条第1項の規定の適用を受ける学校、つまり常時50人以上の職員が勤務する学校に産業医を置くとしております。  
第4条第1項において、労働安全衛生法第13条第1項の規定の適用を受けない学校に保健管理医を置くとし、第4条第2項において、保健管理医は学校医のうちから選任するとしております。  
第4条第3項においては、保健管理医は、労働安全法及び労働安全衛生規則の規定により、産業医が行う業務と同等の業務並びに学校保健安全法施行規則第16条第1項の規定による指導区分の決定を行うものとしております。  
第5条においては報酬、第6条においては公務災害補償、第7条において服務等、第8条において委任についてそれぞれ規定をしております。  
施行期日につきましては、平成29年4月1日としております。  
議案第11号の説明については以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。
- 津森教育長：産業医を置けないところは保健管理医を学校医から選んでいくということでございますので、これにつきましてもご質問がなければ、原案のとおり可決としてよろしいでしょうか。  
それでは、提案のとおり決定いたします。

## その他1 第11回中国地区市町村教育委員会連合会研修大会について

- 津森教育長：それでは、議案を終わりました、その他に移りたいと思います。

第11回の中国地区市町村教育委員会連合会の研修大会について、説明をお願いします。

- 大島学校教育部次長兼教育総務課長：それでは、事前に配付させていただいております資料のその他、1ページをお願いいたします。

よろしいでしょうか。

1ページでございます。

第11回中国地区市町村教育委員会連合会研修大会開催要綱の案でございます。

中国地区市町村教育委員会連合会では、各市町村教育委員会のより一層の充実強化、活性化を図るため、隔年で教育委員対象の研修会を開催させていただいております。来年度平成29年度が開催年度となっております、7月20日と21日の2日間、東広島芸術文化ホールくららを会場に研修大会を開催する予定としております。

大会の内容でございますが、まず20日の午後1時から開会アトラクションといたしまして、くらら大ホールで西条小学校によりますオペラ「白壁の街」を披露させていただきます。その後、会場を小ホールに移しまして、午後2時から開会式を行います。開会式に引き続き、広島県と山口県の教育委員会連合会からの実践発表と文部科学省の職員によります記念講演を行う予定としております。閉会式の後、くらら内のレストランで懇親会を開催いたします。翌日の21日は、市内の教育関係施設の視察を予定しております。

教育委員の皆様におかれましては、ご予定のほどよろしくをお願いいたします。

詳細が決まりましたら、改めてご案内をさせていただきます。

説明は、以上でございます。

- 津森教育長：詳細が出たときにまた御報告しますが、日程の確保だけはよろしく願いいたします。

## その他2 平成28年度末辞・退職者辞令交付式及び平成29年度県費負担教職員辞令交付式について

- 津森教育長：次に、平成28年度末辞・退職者辞令交付式及び平成29年度の県費負担教職員辞令交付式について、説明をお願いいたします。

- 向井学事課長：それでは、平成28年度末辞・退職者辞令交付式及び平成29年度県費負担教職員辞令交付式について説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

まず、平成28年度末辞・退職者辞令交付式については、今年度末定年退職39名、応募認定退職7名、自己都合7名の計53名の教職員が退職いたします。このうち定年退職と応募認定退職の46名について辞令交付式を行い、退職辞令の交付とともに県教委からの感謝状を贈呈することとしております。

日時は、3月31日金曜日13時15分から、場所は市民文化センター研修室で実施いたします。この式へは委員の皆様のご出席はありませんので、ご承知おきください。

続いて、3ページでございます。

平成29年度につきましては、4月1日、2日が週休日となっております関係で、異動のある管理職のみ3月31日金曜日15時から辞令交付を書面のとおり行う予定としております。これにつきましても、委員の皆様のご出席はございませんので、ご承知おきいただければと思います。

続いて、4ページでございます。

平成29年度県費負担教職員辞令交付式についてでございます。

日時は4月3日月曜日10時から開式です。場所は市民文化センターアザレアホールにおいて実施いたします。

この辞令交付式には、委員の皆様全員にご出席をいただき、式の中でご紹介させていただくよう現在計画をしておるところでございます。別途ご案内はさせていただく予定でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

- 津森教育長：例年4月1日にやっているのを4月3日にやるということでございますので、よろしくお願いいたします。

### その他3 次回教育委員会定例会の日程について

- 津森教育長：では次に、次回教育委員会定例会の日程について、説明をお願いします。

- 大畠学校教育部長兼教育総務課長：次回の教育委員会定例会は、4月27日木曜日15時から、市役所北館会議室201を会場としてお願いしたいと存じます。

また、5月につきましては、25日木曜日をご提案させていただきたいと存じます。

例年、5月の定例会は、市内の教育施設等状況視察を行っておりますので、ほぼ丸一日の開催となります。ご検討のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 津森教育長：4月は、終了後に歓送迎会も予定をしておりますので、27日、よろしくお願ひします。

5月25日は丸一日ということですが、ご都合はいかがでしょうか。

- 坂越委員：午前中、授業がありそうですが、またスケジュールを確認させていただきます。

- 津森教育長：京極先生にはまだ連絡はとってないですね。京極先生にもお聞きして、また調整をさせていただきます。

そのほか、事務局から何かございますか。

よろしいですか。

- 大畠学校教育部長兼教育総務課長：ございません。

- 津森教育長：委員の皆様よろしいでしょうか。

それでは、残った議案第8号に移る前に、関係課以外の職員は退席をしてください。暫時休憩いたします。

休憩 午後4時18分

再開 午後 4 時20分

議案第 8 号 県費負担教職員（管理職）の人事異動の内申について

（非公開審議）

閉会 午後 4 時35分